

静岡まちづくりマスターの取扱いに関する要領

(趣旨)

- 1 この要領は、静岡シチズンカレッジ こ・こ・に（以下「こ・こ・に」という。）で学んだことを活かし地域や社会で活動する意欲のある者として市が認定する者（以下「静岡まちづくりマスター」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

(認定要件)

- 2 静岡まちづくりマスターの認定を受けようとする者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 「こ・こ・に」対象講座を複数修了することにより、こ・こ・にポイントを合計5ポイント以上獲得している。

- (2) こ・こ・にポイント3ポイントの講座を修了している。

- (3) 「こ・こ・に」で学んだことを活かし地域や社会で活動する意欲がある。

ただし、獲得したポイントは当該講座の受講開始年度の翌年度4月1日から起算して5年で失効する。

(認定の申請)

- 3 静岡まちづくりマスターの認定を受けようとする者は、認定を受けようとする年度の2月1日から2月末日までに静岡まちづくりマスター認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(認定の審査及び通知)

- 4 市長は、第3項の規定による申請書等の提出があったときは、その内容等を審査し、静岡まちづくりマスター認定（不認定）通知書（様式第2号）を交付する。

(生涯学習施設等の使用料免除)

- 5 市長は、静岡まちづくりマスター（その者が所属する団体を含む）が市民主体のまちづくりのために静岡市生涯学習センター、静岡市生涯学習交流館及び静岡市市民活動センターを利用するときは、使用料を免除することができる。ただし、免除の対象となる利用期間は、静岡まちづくりマスターの認定を受けた日の翌年度4月1日から1年間とする。

(副申書の発行)

- 6 市長は、静岡まちづくりマスターが静岡市における附属機関等に関する指針により規定する附属機関等の市民委員に応募しようとするときは、申請に基づいて副申書を発行することができる。ただし、申請ができる期間は静岡まちづくりマスターの認定を受けた日の翌年度4月1日から3年間とする。

(雑則)

- 7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 3 年 12 月 13 日から施行する。

様式第1号

静岡まちづくりマスター認定申請書

(宛先) 静岡市長

年 月 日

住 所

申請者 氏 名

電話番号

静岡シチズンカレッジ こ・こ・にで学んだことを活かし地域や社会で活動するため、
静岡まちづくりマスターの認定を受けたいので次のとおり申請します。

	修了した講座名	こ・こ・に ポ イ ン ト (1 ~ 3)	修了日 (こ・こ・に修了証書の交付 日)
1			年 月 日
2			年 月 日
3			年 月 日
4			年 月 日
5			年 月 日
<今後地域や社会のために取り組みたい活動>			

(注)

- 1 獲得した「こ・こ・にポイント」は当該講座の受講開始年度の翌年度4月1日から起算して5年で失効します。

様式第2号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印
(市民局生涯学習推進課)

静岡まちづくりマスター認定（不認定）通知書

年 月 日付けで申請のあった静岡まちづくりマスター認定については、次のとおり認定（不認定）したので通知します。

登録番号	
氏 名	
認 定 日	
生涯学習施設等の 使用料免除期間	年4月1日から 年3月31日まで（1年間）
市附属機関等の市民委員 応募時の副申の申請期間	年4月1日から 年3月31日まで（3年間）
認定（不認定）の理由	

(注)

- 1 本通知書は生涯学習施設等の使用料免除の手続きに必要となるため大切に保管してください。
- 2 生涯学習施設等の使用料免除及び市附属機関等の市民委員応募時の副申の手続きについては、別に定めます。